

富士見自然エネルギー推進協議会 会則

第1条（名称）

本会の名称を「富士見自然エネルギー推進協議会」とする。

第2条（事務所）

本会の事務所を、当面の間、特定非営利活動法人八ヶ岳南麓まちづくり会議（富士見町落合 3704-1 高橋慶気付）内におく。

第3条（目的と活動内容）

本会は、全県的組織である自然エネルギー信州ネット（以下信州ネットとする）、諏訪地域の自然エネルギー信州ネット SUWA と連携し、富士見町において、地域資源を活用した地域の公・民協働による自然エネルギーの普及及び自然エネルギーを活用した持続可能な地域づくりに向けて、下記の活動を進めるために、あらゆる主体の連携と対話を図りながら、総合的な調整を行なうための組織である。

- ① 諏訪地域の自然エネルギーに関連する団体・地域・企業・個人および自治体相互の対話促進
- ② 上記の協働による地域住民への普及啓発活動
- ③ 自然エネルギー普及に向けた政策手法の検討・提言
- ④ 自然エネルギー普及モデル構築のための調査・検討
- ⑤ 関係自治体と連携したパイロット事業の実施及び支援
- ⑥ その他、上記の目的を達成するために必要な活動

第4条（地域での連携・支援）

本会は、富士見町のあらゆる主体と連携・対話を図りながら、地域の実践活動に関する情報交換、地域の自然エネルギー資源を生かした自然エネルギー普及モデル事業の検討、ならびに事業の実施を支援する。

第5条（専門部会及び分野間連携・支援）

本会に専門部会を置くことができる。信州ネットの専門部会との連携により、各分野及び分野を横断した専門的知見の交流を行うとともに、地域における実践活動を支援する。

第6条（会員）

- ① 本会の目的に賛同する個人、団体・企業を代表する者、及び専門分野の研究者で会費を収める者を正会員とする。正会員は本会の目的が達成できるようにそれぞれの所属組織において努力する。正会員は運営委員長に申し出ることで任意に入会、退会することができる。
- ② 本会の活動を支援する企業、業界団体、研究機関等は、賛助会員となることができる。賛助会員は運営委員長に申し出ることで任意に入会・退会することができる。
- ③ 反社会的な活動を行なう団体やこれに従事する者は会員となることができない。

第7条（役員）

本会は以下の役員をもって運営する。

- ① 【運営委員長】全体の調整・統括役として運営委員長（1名）を運営委員の互選により、総会の議決を経て選任する。
- ② 【副委員長】運営委員長は副委員長（1名）を選任することができる。副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長不在時に代行する。

- ③【運営委員】正会員の中から、総会の議決を経て運営委員を選任する。運営委員は定員10名以内とし、運営会議において議決権を有する。
- ④【監事】監事（2名）は、当会の事業及び経理を監査する。運営会議の推薦により、総会の議決を経て選任する。運営委員長は監事が必要と判断した場合は運営会議を招集しなくてはならない。
- ⑤【顧問】運営会議は、本会の運営のため専門的な助言を得る必要がある場合は、顧問（若干名）を選任することができる。
- ⑥【任期】すべての役員の任期は2年とし、再任を妨げない。運営委員長が必要と認めた場合は、運営会議の承認を経て、欠員を補充することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。

第8条（組織運営）

- ①【総会】通常総会は年1回、運営委員長の召集により開催する。総会では、年次計画と予算の決定、年次報告と決算の承認、規約の改廃、その他運営会議が必要とする事項について、出席者（委任状出席者を含む）の過半数により議決する。
- ②【運営会議】年次計画に基づく総務は運営会議において行う。運営会議は運営委員長が招集し、運営委員の過半数により成立する。運営会議の議事は運営委員長が執り行う。会員は運営会議に出席して発言する権利を有する。運営会議における意思決定は出席者（委任状出席者を含む）の過半数により行なうが、少数意見を最大限尊重し、会員の総意となるように努力しあう。
- ③【事務局】本会の日常的な業務は事務局が行う。運営委員長は、事務局長と事務局次長（複数）を選任することができる。
- ④【オブザーバー】本会の会議には、必要に応じてオブザーバーを置くことができ、会議において意見を述べることができる。運営委員長は必要が生じた時には、オブザーバーを選任することができる。
- ⑤【公開原則】総会及び運営会議は原則公開で行なう。また、本会の総務に関わる資料は求めがあればいつでも開示することができるようにする。

第9条（財政）

本会の経費は、会費（会設立後運営委員会で定める）、寄附、補助金、受託金、寄付金、その他の収入（参加費等）により支弁し、監事の指導のもと適正な財政運営をすすめる。

第10条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年度の終了後3ヶ月以内に、事業報告書と収支決算書について、監査を受けた後、総会の承認を得ることとする。

第11条（解散）

総会の総意により本会を解散することができる。解散時に残預金がある場合は解散時の総会によって処分を決定することとする。

第12条（細則）

運営会議は、本規約のほかに必要な事項について細則を定めることができる。

付 則

- 1. 第10条の規定にかかわらず、この会則は、第1回総会の議決を経た直後より発

効する。

2. 本会則の改廃は当面第 8 条①の規定に係わらず、必要が生じた時に運営委員会に於いて行うことができる。